

# 我孫子市図書宅配サービス実施要綱

平成 14 年 2 月 27 日

(教) 告示第 4 号

最終改正：平成 22 年 6 月 30 日

(教) 告示第 4 号

(趣旨)

**第 1 条** この要綱は、身体の障害等により、我孫子市民図書館に来館することが困難な者に対し、図書館資料（以下「資料」という。）を宅配して貸し出すサービス（以下「宅配サービス」という。）を実施するに当たり、我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 54 年教育委員会規則第 14 号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(対象者)

**第 2 条** 資料の貸出しを受けることができる者は、市内に居住する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体に障害のある者
- (2) 長期在宅療養者
- (3) 寝たきり高齢者
- (4) 一時的な障害により来館が困難な者
- (5) その他館長が、来館が困難であると認める者

(利用者の登録)

**第 3 条** 宅配サービスを受けようとする者は、図書館への来館、郵便、電話、ファクシミリ等により登録の申込みを行わなければならない。

2 館長は、前項の規定による申込みがあったときは、図書宅配サービスの利用者に係る台帳に登録するものとする。

(貸し出す資料等)

**第 4 条** 宅配サービスにより貸し出す資料は、図書、CD、カセットテープその他貸出しを目的として図書館に備えた資料とする。

2 貸出しは、図書にあっては 10 冊以内、CD 及びカセットテープにあっては併せて 5 点以内とし、貸出期間は 1 か月以内とする。ただし、予約のある資料又は他市若しくは他団体から借りた資料の貸出期間は、2 週間を限度とする。

(申込み手続)

**第 5 条** 第 3 条第 2 項の規定により登録した者（以下「登録者」という。）が、宅配サービスを利用しようとするときは、郵便、電話、ファクシミリ等により図書館に申し込むものとする。

2 館長は、前項の規定による申込みを受けたときは、速やかに、当該登録者に宅配する手続をとらなければならない。

(登録の取消し)

**第6条** 館長は、登録者が偽りその他不正な手段により登録をしたときは、当該登録を取り消すことができる。

(関係機関との協力)

**第7条** 図書館は、市健康福祉部、我孫子市社会福祉協議会及び福祉関係ボランティアとの連携を密にし、相互の理解と協力によって、この宅配サービスの円滑な推進を図るものとする。

(費用負担)

**第8条** 宅配サービスに要する費用は、無料とする。

(補則)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、宅配サービスの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月28日(教)告示第4号)

この告示は、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成22年6月30日(教)告示第4号)

この告示は、平成22年7月1日から適用する。